

第6回 介護情報利活用ワーキンググループ

資料1-2

令和5年6月2日

## 医療・介護データ等解析基盤（HIC）の本格運用を見据えた NDBデータの利活用の更なる促進について

厚生労働省

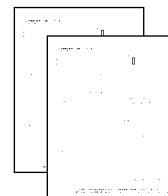
保険局医療介護連携政策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

NDB（レセプト情報・特定健診等情報データベース）は、厚生労働省が、法律に基づき、レセプト情報（診療報酬明細書）等を収集し、個人の特定ができない形でデータベース化したもの。

1件あたり約1600項目を有するレセプトを約240億件分格納。

〈レセプト情報〉



〈NDBの格納データ〉



約240億件分  
(2009～2022年診療分)  
※年間約20億件が追加

## 【これまでの取組】

平成18年  
(2006)

### レセプト情報等をNDBに収載する制度を創設（高齢者医療確保法改正）

医療費適正化計画の策定等に活用するほか、大学の研究者等へ提供

令和元年  
(2019)

### 第三者提供制度の法定化、他のデータベースとの連結（健保法等改正）

利用ルールを法定化し、民間事業者への提供を拡大。介護DB等との連結規定を整備し、医療・介護サービスの利用状況を複合的に分析解析

令和2年  
(2020)

### 医療・介護レセプトの名寄せ精度を向上（社会福祉法等改正）

被保険者番号の履歴を利用した連結の仕組みを創設。転職等で保険証が変わっても、匿名性を保ったまま正確な名寄せが可能

令和2年～  
(2020～)

### 利活用促進に向け、重点的な運用見直しを実施

医療機関の属性・居住地情報・所得階層情報の提供開始、医療扶助レセプトの提供開始。Web審査の導入や手続書類の簡素化、オンサイトリサーチセンターの拡充（京都大学に続き東京大学で運用開始）また、NDBと他の公的DB・次世代DBとの連結解析、死亡情報との連結を順次進めていく

令和元年の第三者提供制度の法定化後、民間事業者等への提供が増加したほか、医療費適正化計画の策定等の利活用、厚生労働省によるエビデンスに基づく政策の企画立案のための利活用が進み、NDB活用のニーズが高まっている。

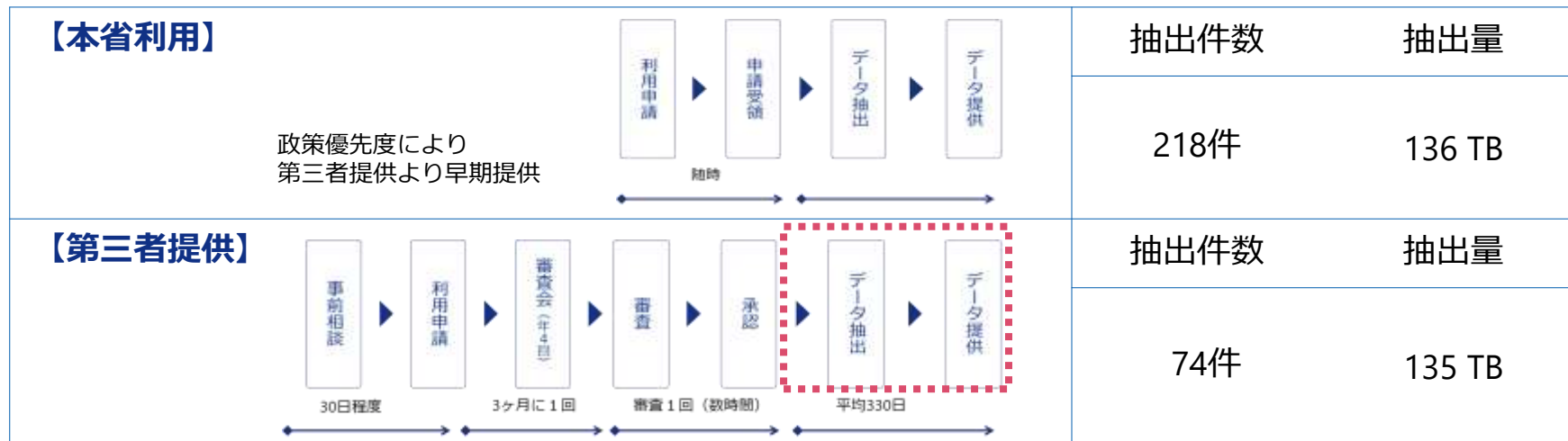
## 【NDBの提供形式】

	特別抽出（本省利用）	特別抽出（第三者提供）	オープンデータ	サンプリングデータセット
内容	政策の企画立案のため、厚労省の指定に沿ってデータ抽出を行い、個人単位のデータを利用。	審議会による提供承諾を得た研究において、研究者の依頼に応じたデータ抽出を行い、個人単位のデータを提供	診療行為、処方薬、健診項目等について、全国レベルで集計を行った集計表（csvファイル形式）	1ヶ月分（1月/4月/7月/10月診療分）の匿名レセプトデータから、入院診療10%、外来診療1%を抽出し、高額レセプトの削除等の匿名化処理を行ったプリセットデータ
利用方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>患者個人単位の経時的な追跡など、<u>複雑な解析が可能</u></li> <li>厚労省の指定に沿って、事務局で集計表までを作成。</li> <li>審議会の審査は不要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>患者個人単位の経時的な追跡など、<u>複雑な解析が可能</u>（NDBデータに一定の見識を有した研究者が利用）</li> <li>利用者希望に応じ、事務局で集計表までを作成し提供（NDBのデータ分析ノウハウのない研究者に有用）</li> <li>提供日数は平均330日（2021年度）。提供件数は年間約30~50件。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚労省HP上に公開。利用者は審議会による審査を経ずに自由に即時ダウンロード・利用可能</li> <li>初診料・再診料、特定の処置、手術等の診療行為、利用頻度の高い医薬品等の利用傾向把握に有用。</li> <li>全国レベルの集計に加え、診療月・性年齢・都道府県・二次医療圏別の層別集計結果も公開。より細かい傾向の把握も可能。</li> <li>オープンデータへのアクセス件数は、年間約44万回（2021年度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>審議会の承諾が必要</u>。プリセットデータをそのまま提供するため、提供日数が短縮。</li> <li>提供件数は、年間約10件。承諾された研究目的の範囲内で、<u>探索的研究を行うことが可能であり、自由度は高い</u></li> <li>提供日数は、データセット再作成やNDBクラウド化による抽出停止期間の影響を受けた期間は、平均109日（2020年度）と平均182日（2021年度）であったが、これらの影響のない期間は平均52日（2019年度）。</li> </ul>

## 【NDB抽出件数等】

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度予算
抽出件数	212件 本省利用 140件 第三者提供 72件	188件 本省利用 144件 第三者提供 44件	292件 本省利用 218件 第三者提供 74件	277件(見込み) 本省利用 208件 第三者提供 69件	—
抽出量	計149TB 本省利用 77TB 第三者提供 72TB	計151TB 本省利用 92TB 第三者提供 59TB	計271TB 本省利用 136TB 第三者提供135TB	計174TB(見込み) 本省利用 75TB 第三者提供 89TB	—
事業費 ※R4年度～予算ベース	2.9億円	3.2億円	4.6億円	9.2億円 ※令和4年4月からクラウド化に伴う利用料を含む	9.6億円

## 【利用申請からデータ提供まで】



※令和3年度実績値

## 【第三者提供における承諾からデータ提供の内訳】

※令和3年度に承諾を受けて翌年度（12月時点）に提供した4件の実績

	研究者の書類提出 ※1	①抽出条件の確定		②抽出待ち ※2	抽出作業 ※3	手数料納付等 ※4	媒体発送 ※5	合計
		コーディネータ	DB技術者					
平均日数	32	151	9	55	44	37	3	331

### 課題：

- ・研究者とデータベース技術者（SE）をつなぐコーディネータの不足
- ・研究者のNDBデータリテラシーの不足

- ・物理的制限（サーバー数）
- ・人的制限（技術者（SE）の数）

- ※1 研究者の書類提出（データ抽出依頼書・誓約書）
- ※2 抽出作業まわりの滞留期間
- ※3 プログラムの動作点検・修正対応を含む
- ※4 手数料通知の発送 + 研究者からの手数料納付
- ※5 R5年度中のHICの運用開始により、クラウド上での利用が可能に

# NDBデータ提供の抜本的見直し（概要）

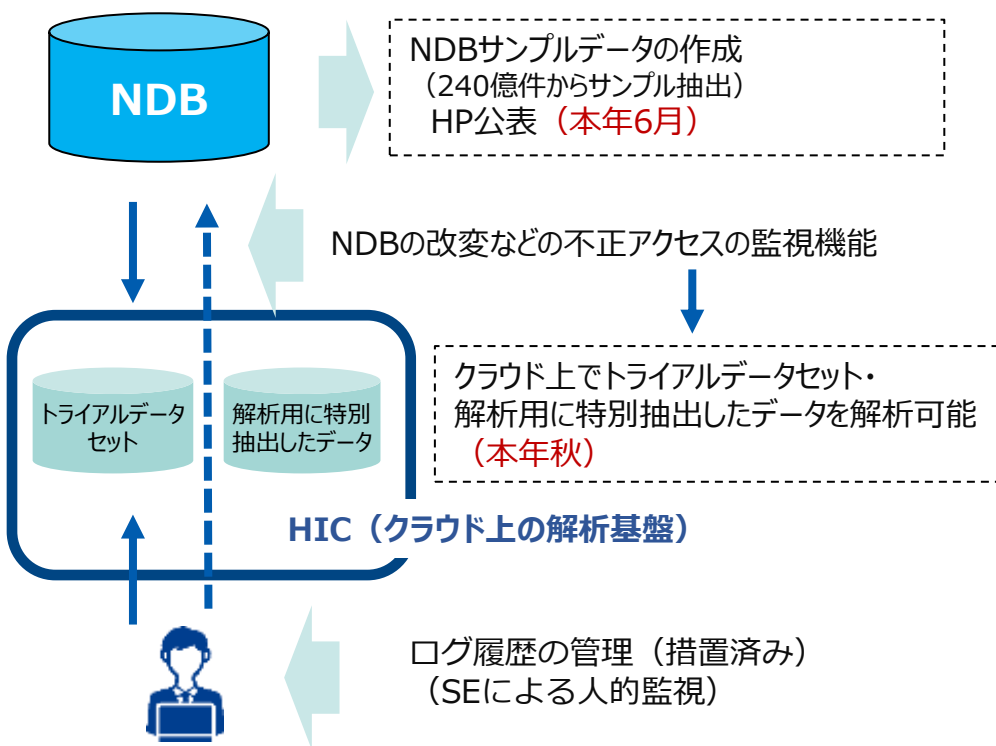
令和5年4月19日

資料1

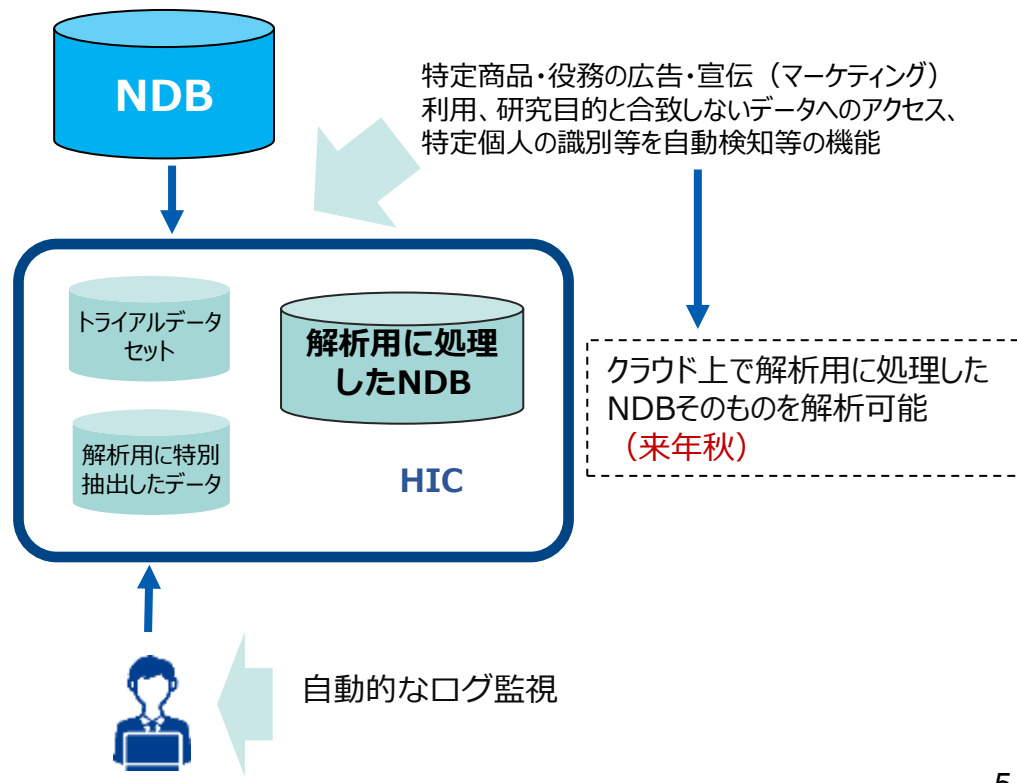
第15回匿名医療情報等の提供に関する専門委員会

- **直ちに**、サンプルデータの作成、トライアルデータセットの作成、不正アクセス監視機能の実装に取り組み、
    - ・ **本年6月**、NDBサンプルデータを厚労省HPに公表
    - ・ **本年秋**、リモートアクセスでトライアルデータセット・解析用に特別抽出したデータを解析可能
  - さらに、不適切利用等の監視機能やポータルサイトの機能拡充を開発・実装の上、
    - ・ **来年秋**、リモートアクセスの解析データを拡大
    - ・ **申請からデータ提供まで平均390日の現状に対し、申請×切を毎月設定し、申請から最短7日で処理**
- ※申請が月5件程度であることを踏まえ、当面月1回を設定するが、今後申請件数が増えれば複数回設定する

## 【不正アクセスの監視機能の実装】



## 【不適切利用の監視機能の実装】



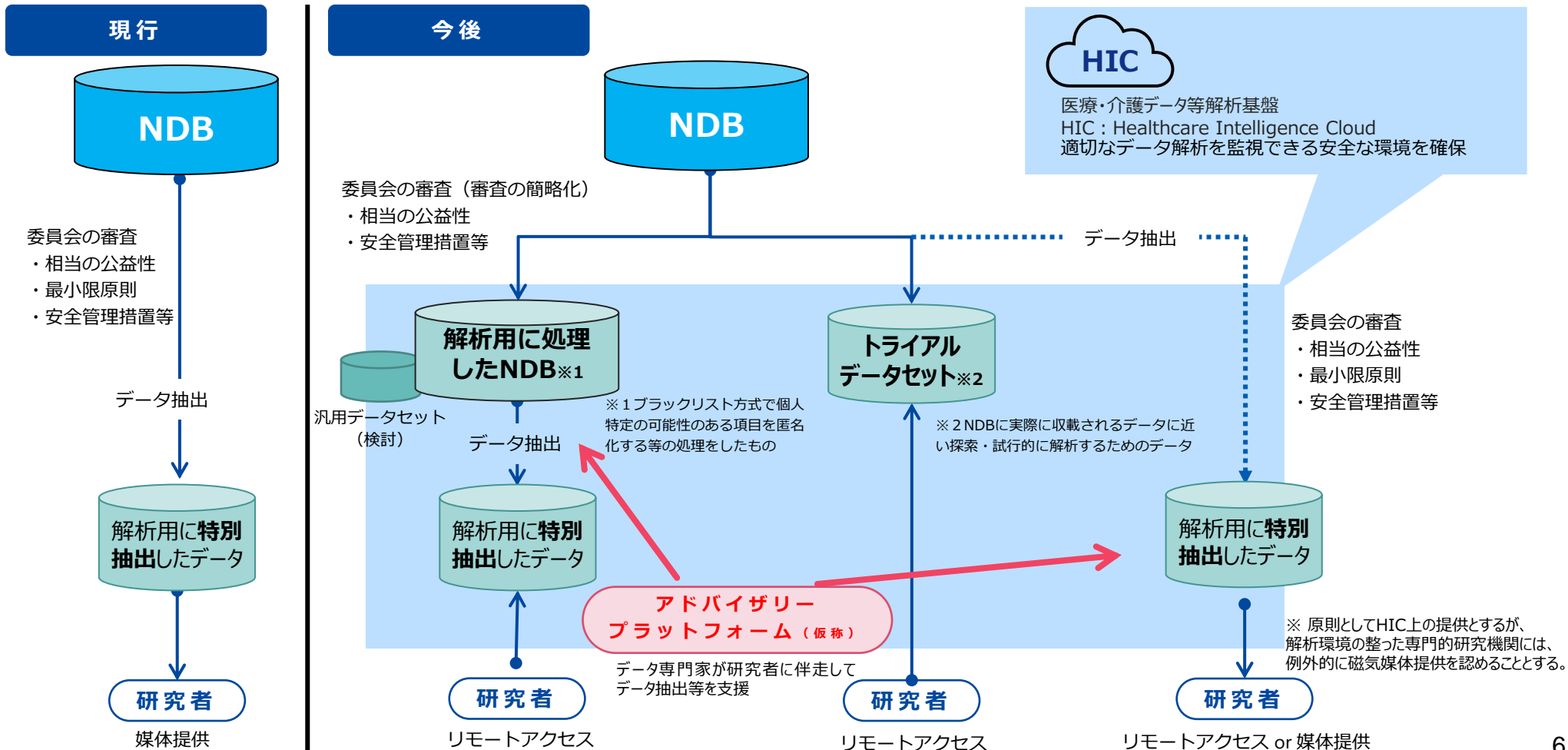
# 医療・介護データ等解析基盤（HIC）の機能拡充（案）

令和5年4月19日

資料1

第15回匿名医療情報等の提供に関する専門委員会

- ▶ クラウド環境で整備中の医療・介護データ等解析基盤（HIC）の機能を拡充し、解析用に処理したNDB（ブラックリスト方式で個人特定の可能性がある項目を匿名化する等の処理をしたもの）にリモートアクセスする仕組みを構築。
- ▶ NDBの解析用の処理内容、HIC上での適切なデータ解析を監視できる安全な環境の確保、研究者が負担するHIC利用料等について検討のうえ、システム改修を行い、令和6年秋に試行運用を開始



# HIC機能拡充に伴う審査方法の見直し（案）

令和5年4月19日

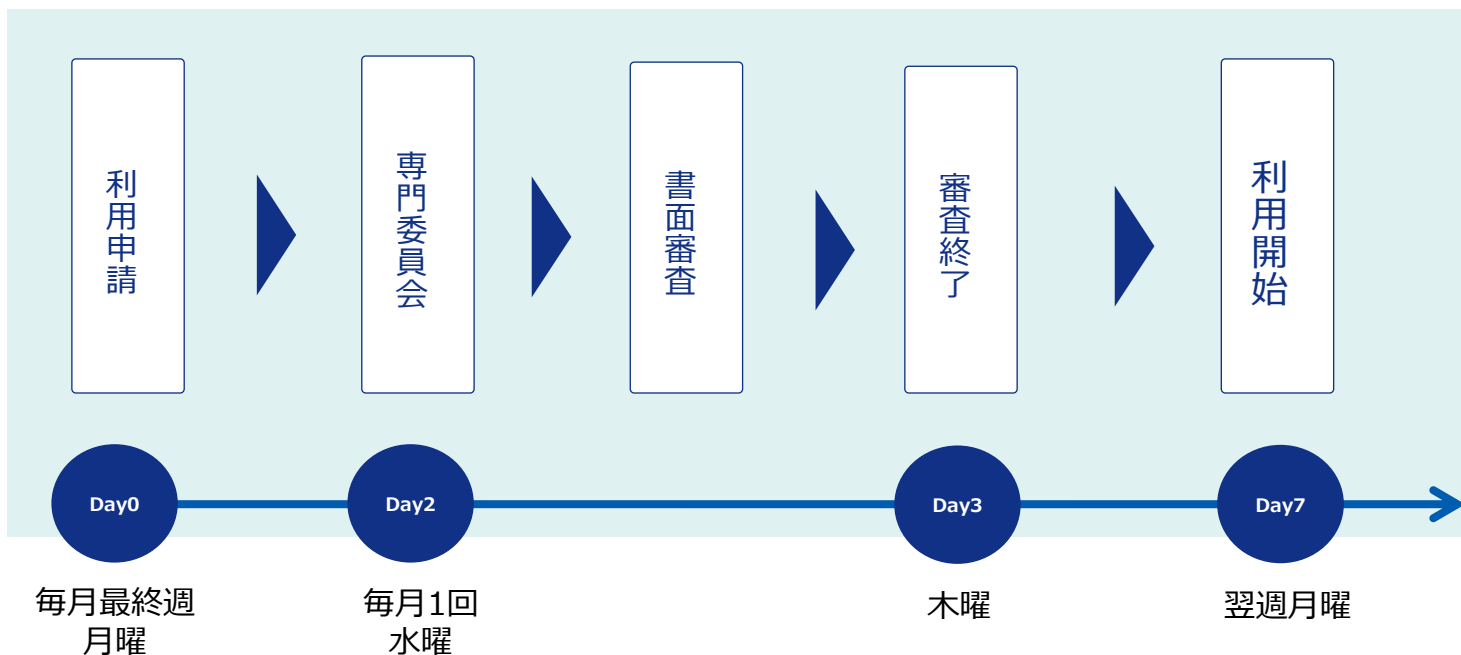
第15回匿名医療情報等の提供に関する専門委員会

資料1

- 申請からデータ提供まで平均390日の現状に対し、申請〆切を毎月設定し、申請から**最短7日**で処理  
※申請が月5件程度であることを踏まえ、当面月1回を設定するが、今後申請件数が増えれば複数回設定する

## 最短7日のイメージ※1

※1 研究者側の都合に要した期間は除く



- ポータルサイト上で申請

### 【承諾の場合】

- ポータルサイト上でID/PW提供
- 手数料の納付が必要

### 【不承諾・継続審査】

- ポータルサイト上で理由を通知
- 研究内容が不明確で判断できない場合等は対面審査

※ 例外的に磁気媒体の利用審査を行う場合は、対面審査